小作爭議調査表

No. 24

（月報番號第 22 號）

（昭和 九 年 四 月分）

場所：宗像郡東郷町大字大井

關係人員：地主 嶺寿雄　小作人 深田実平 外三名

地主關係團体：ナし

原因：小作人は何れも貧困を理由に小作料を納入せざる為地主従来の寛大を（利用？）せず小作料請求をなすと共に小作調停の申請を（為）せり。

發生：昭和 九 年 一 月 六 日

終熄：昭和 〃 年 四 月 十二 日

關係地種類面積：田 一町六反四畝十八歩

小作人關係團体：ナし

要求事項：

一、小作料全額要求

經過：

従来地主は小作料請求を為したることなかりしも昨年来他人の借財の保証をなし兵庫県（？）差押処分を受けたる為、之が小作料の請求を提起せり。四月十二日調停委員会に於て国枝への（？）調停条件にて解決す。

結果：

(イ)小作人深田実平は滞納小作米の内五俵二斗を廿俵に減額し一ヶ年（？）賦払とすること

(ロ)全新浩佐郎は全五俵三斗六升を二俵二斗に減額

(ハ)全新甚三郎は全十二俵一斗七升を九俵に減額し本年十二月迄に納入すること

(ニ)全吉野（？）佐郎は全三俵五斗（？）換算廿円を現金十円に減額し本年七月末迄に支払い（？）返還すること

財團法人 協調會福岡出張所

備考：

ざる時は鎌入れなと雖も割引要求をなすを得

前二項共協定補はざる場合は小作調停委員会等の裁判指示に依り異議を申立てざること

尚若し場合を問わず其年の小作料を差引き一反歩に付三俵（四斗入）以上の残収穫ある時は小作料の減額を為すことを得ず

三俵以下なる時は其不足額を地主六分小作人四分の割を以て負担すること

一、小作の（？）田租を免除せられたる時は地主は小作料を全免すること